

諮問但第2号

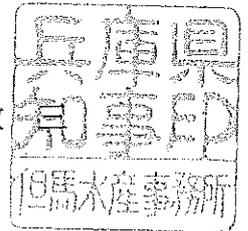
但馬海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年7月1日

兵庫県知事 井戸 敏



記

- 1 せん漁業（べにずわいがにかご漁業）
- 2 せん漁業（べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業）

以上

兵庫県告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご漁業	別記1	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし	20トン未満	2隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年7月27日から同年8月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年6月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 水深800メートル以浅の海域においては操業してはならない。

イ 使用漁具数は3連以内とする。

ウ かごに使用する網目の内径は15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値(当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値)及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも10センチメートル以上でなければならない。

エ 漁具標識については、連の両端に方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

別記1 操業区域

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

- (1) 豊岡市(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町)
- (2) 香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町)
- (3) 新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町)

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和 2 年兵庫県規則第 48 号）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げるせん漁業のうち、べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 3 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業	別記 1	9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	定めなし	20 トン未満	2 隻	別記 2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 27 日から同年 8 月 20 日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 水深 800 メートル以浅の海域においては操業してはならない。

イ 使用漁具数は 1 連以内とする。

ウ かごに使用する網目の内径は 15 センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうち、かご枠底縁により平行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値）及び当該各網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値は、いずれも 10 センチメートル以上でなければならない。

エ 漁具標識については、連の両端に方 50 センチメートル以上の赤旗を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げたボンテン竿を付し、その中央より下部に横 13 センチメートル以上、縦 18 センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には上から順に県名、「暫定」の文字、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。また、ブイには全て船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。

なお、音波浮上式ブイの使用は禁止する。

オ ベにずわいがに暫定水域特別調査が終了または中止された場合には、直ちに操業を中止し、許可証を返納しなければならない。

別記 1 操業区域

北緯 37 度 30 分 10 秒以南、北緯 36 度 56. 2 分以北、東経 133 度 59 分 50 秒以東の兵庫県日本海海面。

別記 2 漁業を営む者の資格

兵庫県知事からせん漁業（漁業種類：べにずわいがにかご漁業）の許可を受け、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者。